

論点及び見直しの方向性（案）

1. 認定制度のスキームについて

論 点

- ・ 社会の動きにも対応した、より付加価値の高いリサイクル製品の普及が促進されるよう、制度のスキームを見直すべきか。（例えば、循環資源の持続的な利用や、「カーボンニュートラル」「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」の実現に資するようなりサイクル製品を、その他の製品と区別して認定するなど）

前回部会における委員意見

- ・ 「カーボンニュートラル」や「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」であれば、対象はプラスチック製品とするのが素直かと思う。この場合、「日用品・事務用品等」と「土木・建築用品」のそれぞれで該当する製品があると思われる。

方向性（案）

（循環資源の持続的な利用）

- ・ 現行の第2区分の認定要件を見直し、より循環資源の持続的な利用に資する製品が対象となるように変更する。

＜現行の認定要件＞

当該製品の使用済品を製造者が自ら回収し、使用済品が素材としてリサイクルされる製品

＜見直し（案）＞

当該製品の使用済品を製造者が自ら回収し、水平リサイクルやリユース等により同等品として利用される製品。

（海洋プラスチックごみ）

- ・ 海洋プラスチックごみ問題に関する消費者（府民）の意識醸成、製品を開発・製造する事業者の取組を促進するため、「海洋プラスチックごみ、漁業系プラスチック廃棄物由来のリサイクル製品」を認定する区分を新設する。
- ・ 認定基準における「循環資源の配合率」については、エコマーク認定基準書「海洋プラスチックごみ、漁業系プラスチック廃棄物を再生利用した製品 Version1.3」の基準を参考とし、基準への適否は申請書類において確認する。

(カーボンニュートラル)

- ・ 「カーボンニュートラルに資するリサイクル製品」として、カーボンフットプリント(CFP)が算定され、当該算定結果がISO等の規格に則っていることが第三者等によって認定されている製品について、新たに府の認定対象とすることが想定される。
- ・ CFPの現状(CFP算定されたリサイクル製品、第三者によるCFPの認定など)を踏まえ、府の認定制度における対応を検討する。

2. 認定対象品目について

論 点

- ・ 認定対象品目以外の製品に関する申請希望に対して、認定基準等の状況を踏まえつつ、柔軟に対応できるよう見直すべきか。

前回部会における委員意見

- ・ 過去の申請相談の例を見ると、循環資源の発生場所が府内であると証明できないとか、既存の認定基準を満たさないといったものは仕方ないと思う。一方で、認定基準がないことに関しては、議論したうえで拡大していてもいいのではないか。ただし、認定基準が頻繁に変わることが懸念される。

方向性(案)

- ・ 認定対象品目以外の製品について申請希望があった場合、業界団体等で既存の認定制度があり、参考とできる「循環資源の配合率」の基準があるものについては、リサイクル製品認定部会(年1回、1~2月頃に開催)において、認定対象品目への追加の適否について御審議いただきたい。
- ・ 当該部会で適当と認められた場合は、認定要領を改正(認定対象品目を追加)し、次年度の募集期間(8~9月)から申請を受け付ける。